

令和7年度 第2回四街道市ごみ処理対策委員会 会議録

【開催日時】

令和7年8月19日（火） 14:00～16:00

【開催場所】

四街道市保健センター 3階 第2会議室

【出席者】

委員	荒井 喜久雄委員、矢澤委員、松坂委員、宮崎委員、櫻井委員、荒井 秀一委員、土門委員、神田委員、中田委員、福田委員、近藤委員（計11名）
事務局	多田環境部長、青木環境部副参事、立崎廃棄物対策課長、池田ごみ処理施設整備推進室長、田中廃棄物対策課計画係長、水藤主任主事、佐納主任主事、株式会社環境技術研究所（4名）（計11名）

※傍聴人：0名

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 会長・副会長選出
- 5 議事
 - (1) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）について
 - (2) 基本方針・基本理念について
 - (3) その他
- 6 閉会

司会（立崎課長）

皆さん、こんにちは。

定刻前ですが、皆さんお揃いになりましたので、始めていききたいと思います。

ただいまより、令和7年度第2回四街道市ごみ処理対策委員会を開催いたします。

本日は、11名の委員のご出席をいただきまして、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第2項に規定する委員の過半数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告させていただきます。

会議を始める前に、本日の資料を確認させていただきたいと思います。資料としまして、まず本日机の上に配付させていただいた資料ですけど、まず会議次第、席次表、基本方針について、一度送付はさせていただいたのですが、基本計画の案と新しい計画策定スケジュールを配付しております。全部で5点を机の上にお配りさせていただいております。何か漏れ落ち等、大丈夫でしょうか。

大丈夫ということで、次に進みたいと思います。

今回は、ごみ処理対策委員会、新しい任期となって、初めての開催となります。委員会に先立ちまして、委嘱状を交付させていただいております。大変恐縮ですが、時間の関係上、既に皆さまのお手元に委嘱状を置かせていただきました。ご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆さまのご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、荒井 喜久雄委員でございます。

荒井(喜)委員

荒井です。どうぞよろしくお願ひします。

司会（立崎課長）

続きまして、矢澤 裕委員でございます。

矢澤委員

矢澤です。よろしくお願ひします。

司会（立崎課長）

次に、荒井 秀一委員でございます。

荒井(秀)委員

荒井です。よろしくお願ひします。

司会（立崎課長）

続きまして、松坂 洋晴委員でございます。

松坂委員

松坂です。よろしくお願ひします。

司会（立崎課長）

土門 鈴子委員でございます。

土門委員

こんにちは。よろしくお願ひします。

司会（立崎課長）	続まして、宮崎 由紀子委員でございます。
宮崎委員	よろしくお願ひいたします。
司会（立崎課長）	続まして、神田 美紀委員でございます。
神田委員	よろしくお願ひします。
司会（立崎課長）	中田 理恵子委員でございます。
中田委員	よろしくお願ひします。
司会（立崎課長）	続まして、櫻井 正人委員でございます。
櫻井委員	櫻井です。よろしくお願ひします。
司会（立崎課長）	近藤 恵善委員でございます。
近藤委員	近藤です。よろしくお願ひいたします。
司会（立崎課長）	最後に、福田 三千男委員でございます。
福田委員	福田です。よろしくお願ひします。
司会（立崎課長）	なお、本日は中山 育美委員、古川 茂委員、荒木 寿和委員、麻生 和雄委員の4名の方が欠席となっております。 続まして、事務局のご紹介させていただきます。 環境部長の多田でございます。
多田部長	多田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
司会（立崎課長）	環境部副参事の青木でございます。
青木副参事	青木でございます。よろしくお願ひいたします。
司会（立崎課長）	続まして、廃棄物対策課ごみ処理施設整備推進室長の池田でございます。
池田室長	池田です。よろしくお願ひします。

司会（立崎課長）

次に、廃棄物対策課計画係長の田中でございます。

田中係長

田中です。よろしくお願いいたします。

司会（立崎課長）

同じく計画係の水藤でございます。

水藤

水藤です。よろしくお願いいたします。

司会（立崎課長）

同じく計画係の佐納でございます。

佐納

佐納です。よろしくお願いいたします。

司会（立崎課長）

最後に、私、廃棄物対策課長の立崎でございます。よろしくお願いいたします。
なお、今回、一般廃棄物処理基本計画の策定に携わっております、株式会社環境技術研究所の担当者の皆さまにも、事務局として会議に出席いただいております。

環境技術研究所

よろしくお願いいたします。

司会（立崎課長）

以上です。よろしくお願いいたします。

続きまして、早速、会長、副会長の選出に移ります。

本委員会は、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項において、委員会は会長が議長となると規定されています。現時点では会長が選出されていませんので、環境部長を座長として、しばらくの間会議を進めさせていただきます。

多田部長

では、よろしくお願いいたします。しばらくの間、座長を務めさせていただきます。
会長の選出は、四街道市ごみ処理対策委員会条例第4条第2項の規定により、委員の皆さまの互選によって決定することとなっておりますが、いかがいたしますか。
どなたか推薦される方がいらっしゃれば、ご発言をいただければと存じます。

（荒井 喜久雄委員を推す声あり）

多田部長

ただいま、荒井 喜久雄委員にお願いしたい旨のご発言がありましたが、ほかにご意見はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

なければ、荒井 喜久雄委員に会長をお願いするということでもよろしいでしょうか。
ありがとうございます。

それでは、荒井 喜久雄委員に会長をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

以上をもちまして、私の座長としての役目は終わらせていただきます。ご協力をありがとうございました。

司会（立崎課長）

それでは、荒井会長、会長席にご移動をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、荒井会長よりご挨拶を頂戴したいと存じます。荒井会長、よろしくお願いいたします。

荒井会長

皆さん、こんにちは。

毎日毎日、暑い日が続いておりますが、皆さまはいかがお過ごしでしょうか。駅からこちらへ来るときに、お話ししながら来たんですけど、全国で水不足がいろいろ言われているわけですが、幸いにして、この地域については地下水を利用するなどして、水が非常に恵まれているという話を聞いてまいりました。

今日はごみ処理対策委員会で、令和8年から17年までの、この地域におけるごみをどうやって減らしていこうかという基本となる計画をつくるということです。水は余ったほうがいいですけど、ごみは足りないぐらいがいいと思いますので、皆さんのお知恵を拝借しながら、より良い計画をつくりたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

司会（立崎課長）

ありがとうございました。この後の会議の進行ですが、四街道市ごみ処理対策委員会条例第6条第1項の規定によりまして、荒井会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

荒井会長

それでは、会議次第に従いまして進行しますので、ご協力をお願いいたします。

まず、副会長の選出を行いたいと思います。副会長は四街道市ごみ処理対策委員会条例第4条第4項の規定により、副会長は委員のうちから会長が指名するとなっておりますので、私から指名したいと思います。

副会長は、前回に引き続きまして、矢澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

矢澤委員

（副会長就任について承諾）

荒井会長

それでは、矢澤委員さんは副会長席まで移動をお願いいたします。

それでは、矢澤副会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願い致します。

矢澤副会長 矢澤でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。
この委員会が、活発に議論ができるように会長を補佐していきたいと思いで、よろしくお願いいたします。

荒井会長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (田中係長) 会議録の作成については、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第6条第1項の規定に、会長は会議終了後、速やかに会議録を作成し、これを保存しなければならないとなっています。
議事録を作成、保存するに当たり、内容を確認していただく議事録署名人を選出させていただきます。選出方法は特に決まっておりませんので、会長のご指名により議事録署名人を2名選出させていただきます。
事務局からは以上です。

荒井会長 ただいま、事務局から説明がありましたとおり、私から議事録署名人を決めさせていただきます。
議事録署名人は、荒井 秀一委員と櫻井 正人委員にお願いいたします。
次に、会議の公開・非公開について事務局より説明をお願いします。

事務局 (田中係長) 会議の公開・非公開について説明いたします。会議の公開・非公開については、四街道市ごみ処理対策委員会運営要領第4条に委員会の会議は公開とする。ただし、次の各項のいずれかに該当するまではこの限りではないと規定されています。
事務局では、本日の会議が個人情報に関する事、及び公開することにより議事運営に著しい支障が生じるものには該当しないものと考えておりますが、同条第2項の規定に基づき、会議の公開・非公開の決定については、会長が委員会に諮って決定するものとなります。
事務局からは以上です。

荒井会長 事務局から説明がありましたとおり、運営要領第4条第2項の規定に基づき、会議の公開・公開につきまして委員の皆さまにお諮りいたします。
本日の会議を公開にしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

荒井会長 他にご意見がなければ、全会一致で本会議を公開といたしたいと思いで、よろしくお願いいたします。
会議資料については、審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準の規定に

より、傍聴人は会議資料を閲覧することができますが、このうち会議次第以外の資料については会議終了後に回収するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。異議なしということで、資料は会議終了後に会議次第以外を回収することといたします。

それでは、傍聴人がおりましたら入室をお願いします。

事務局

現在、傍聴人はおりません。

荒井会長

それでは、傍聴人がいらっしゃらないということでございますので、今後、傍聴を希望する方がいらっしゃいましたら、会議の途中であっても随時入室していただくこととします。

次第5の議事に入ります。

本日は決定しなくてはいけない事項がございますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

次第5、議題1の四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）についてご説明を事務局よりお願いいたします。

事務局
(田中係長)

それでは、議題1の四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）についての説明をさせていただきます。

本日、冒頭に説明をいたしました、事前にお送りしました計画案の資料から修正、変更がございますので、恐れ入りますが、本日、お配りした資料をご覧くださいと思います。

なお、変更しましたのは、目次の第3章ごみ処理基本計画の3.1(8)の後ろに(9)45ページを追加しました。そして、3.2(2)の目標のページ数が誤っておりましたので修正いたしました。また、52ページの数値目標の値も変更しておりますが、こちらは後ほど説明をさせていただきます。

本日は、前回の令和7年度第1回ごみ処理対策委員会でお示ししました素案から変更となっている部分と、数値目標を中心に説明をさせていただきます。

まず、本日、表紙のイメージをお示しいたしました。こちら、令和7年度になっておりますが、実際に策定されるのは令和8年の予定となります。中央の人たちはフードドライブの活用、右側はマイバッグの利用による計画的な買物、左側が適正なごみの搬出や環境美化による不法投棄の防止。こういったことにより、プラスチックの削減や脱炭素社会に向けた、また適正な生活排水処理による水環境の保全に向けた、環境に優しいまちづくりのイメージをしております。

続きまして、ごみ処理基本計画について説明いたします。45ページをご覧ください。現在の計画についての数値の実績や主な取組を踏まえて、45ページから現状と課題を

素案に比べて、まとめて見やすくさせていただきました。項目は、現在の計画の施策に合わせて、①2Rを意識した3Rの推進、②適性処理の構築、③その他の課題とさせていただきます。

50ページをご覧ください。計画の基本理念・基本方針となります。この後、議題2でご審議いただく内容が、基本理念・基本方針となりまして、前回の委員会までは基本理念について、現在の計画の基本理念を引き継ぎたい、サブタイトルについては本日の委員会で決定したいと説明をさせていただいておりましたが、事務局で検討しまして、こちら変更した形でご提案をさせていただいております。

また、基本方針5、適性処理の構築についても変更案をお示ししておりますので、この後、議題2で改めて説明をさせていただきます。

52ページ、本計画の数値目標案をお示ししております。令和6年度の実績が出ましたので、その数値を記載しております。1人1日当たり総排出量は、令和6年度実績が717グラムでした。中間目標年度の令和12年度に685グラム、計画目標年度の令和17年度に672グラムを目指します。

生活系ごみから、いわゆる資源を除いた1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、令和6年度実績が481グラムでした。令和12年度目標値を463グラム、令和17年度目標値を451グラムとしました。

リサイクル率は、令和6年度実績は19.8%でした。令和12年度目標値を23.4%、令和17年度目標値を26.5%としました。

最終処分率は、令和6年度実績が8.5%でした。令和12年度目標値を7.8%、令和17年度目標値を7.5%としました。

これら目標値の算出根拠を下に記載しておりますので、説明いたします。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量について、可燃ごみに混入されている紙類の分別排出を徹底し、資源物としての回収を促進します。

この後、第4章の食品ロス削減推進計画における目標により、厨芥類の減量化を目指します。こちらは後ほど説明をいたします。

リサイクル率の目標について、先ほど説明しました紙類の分別徹底に加えて、可燃ごみに含まれているプラスチック、ビニール類の混入率を18%以下にすること。また、リサイクル可能な品質とすることを目標として、リサイクルに回す量を増やします。

環境省が令和7年2月に示した廃棄物処理基本方針に、令和12年度、出口側の循環利用率の目標が26%となりますことから、意味合いや目標年度は多少異なりますが、目標を26.5%といたしました。

これらの、ごみの排出量及びリサイクル率の向上により最終処分率を7.5%とします。

なお、前回の委員会でお示した単純推計では、生活系ごみを今後も今の水準で減少していくとしておりましたが、本年度までの計画では、家庭系ごみ処理手数料導入の効果が令和7年度まで続くとしておりましたが、他市町村の状況を見ても、有料化の効果が今後も同様続くとは考えにくいこと。また、全国的に新型コロナの影響で、

令和元年度のごみ排出量が増加、2年度に減少の傾向があることから、生活系ごみの単純推計は令和6年度の水準が続き、減量施策等によりごみを減らしていくという目標を立てております。

55ページをご覧ください。SDGsマークについて12番が2つございますが、1つは13番「気候変動に具体的な対策を」に訂正となります。また、56ページ、57ページのSDGsマークも12番の1つは13番となります。大変失礼いたしました。

続きまして、食品ロス削減推進計画となります。61ページをご覧ください。まず、4.1、食品ロスを取り巻く情勢について。令和7年3月に国が新しい基本方針を示しましたので、資料を更新しております。

62ページをご覧ください。4.2、計画策定の趣旨。(2)食品ロス削減推進法の図4.2.1、食品ロス削減目標について。今までは基本方針の中で令和12年度(2030年度)における食品ロス量を平成12年度(2000年度)と比べて、事業系、家庭系いずれも半減できるように設定されておりましたが、事業系食品ロス量が前倒しで目標が達成されたため、2030年度の目標が、事業系は2000年度と比較して60%削減に更新されております。家庭系食品ロス量は変わらず半減を目標としています。文章では、いずれも半減できる量と記載されておりますが、訂正となり、図の目標のほうが正しいものとなります。

63ページ、現在の計画では、令和3年1月に実施した食品ロス量調査を基にした1人1日当たり食品ロス量は38.5グラム。これにより、令和7年度の目標値を29グラム以下としておりましたが、令和7年1月に実施した食品ロス量調査によると、1人1日当たり37グラムで、現在のところ目標が達成できていない状況です。

68ページをご覧ください。本計画の基本理念、基本方針、目標等を示しております。(3)目標ですが、現在の計画の目標値である1人1日当たり29グラム以下を達成できていないこと。また、国の基本方針で示されている目標年度が令和12年度(2030年度)で、本計画の中間目標年度と同じ年度であることから、令和12年度中間目標年度の数値を引き続き29グラム以下を目指すこととして、本計画の目標年度である令和17年度の数値は、中間見直しのときの調査結果、また今後の国の目標値を考慮した上で新たに設定することとします。また、その際の数値は29グラムを上回らないこととします。

なお、基本理念につきましては、ごみ処理基本計画と同様、今までお示ししていたものから変更して案をお示ししておりますので、議題2で説明をいたします。

70ページをご覧ください。SDGsのマークですが、こちらもごみ処理基本計画と同様12番が2つございますが、1つは13番「気候変動に具体的な対策を」となります。また、71ページ、73ページも同様となります。大変失礼いたしました。

71ページ、基本方針2、食品ロス削減に係る仕組みの構築、施策2.1、フードドライブの実施につきましては、食品ロス削減法にうたわれております、まだ食べることができる食品については廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用す

ることにしていくことが重要であるとうたわれていることに当たるかと思っておりますので、SDGsの1番「貧困をなくそう」にも該当になるかと思っております。

74ページをご覧ください。賞味期限・消費期限についてのコラムを追加いたしました。出典が農林水産省のホームページからとなっております、子供向けの文章を載せてございますので、計画に合ったものを引き続き検討したいと考えています。

続きまして、生活排水処理基本計画です。75ページをご覧ください。図5.1.1、生活排水処理フローの左下、生活排水処理率は令和5年度95.9%でした。

82ページをご覧ください。令和7年度の生活排水処理率の目標値は94.8%でしたので、現時点では目標を達成しております。なお、生活排水に関するデータは令和5年度までしか掲載されておりませんが、次回の委員会、最終案をお示しする際には6年度のデータをお示しいたします。

93ページ、本計画の目標値となります生活排水処理率について、中間目標年度の令和12年度を97.7%、令和17年度を98.6%としました。

基本理念につきましては、議題2で案の説明をさせていただきます。

生活排水についての目標値の算出根拠を説明いたします。資料編の28ページをご覧ください。

公共下水道処理率は、令和元年度から令和5年度にかけて0.4%増加しておりますので、今後も同様に処理率が増加するものとしてしました。

また、合併処理浄化槽については、下水道接続可能区域以外の単独処理浄化槽・し尿汲み取り人口について、今後も減少傾向が続き、合併処理浄化槽へ切り替えられるものとして推計をしております。

資料の10ページをご覧ください。計画人口となります。素案の際は、令和2年改訂版の四街道市人口ビジョンを基に推計していましたが、令和7年3月に新しい人口ビジョンが示されました。国においては平成20年、千葉県においては令和3年をピークに人口の減少局面に突入しています。本市においては人口増加が続いておりましたが、令和6年10月1日時点の常住人口が前年の常住人口を若干下回り、人口減少局面を迎えつつあります。そのため、それまで令和12年度を人口のピークとしていましたが、新たに示された人口ビジョンでは令和7年を人口のピークとしています。本計画では、この人口ビジョンを基に、住民基本台帳の人口を用いて将来人口を推計しました。

生活排水処理の計画について、現在、今の計画では公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口等、人口での目標値を選定しておりましたが、今後、人口の減少が見込まれるため、今回の計画では生活排水処理率を目標の数値としました。

四街道市一般廃棄物処理基本計画（案）についての説明は以上です。ごみ処理、食品ロス削減、生活排水処理、それぞれの計画について、主に数値目標についてご審議をいただければと思います。よろしくお願いたします。

荒井会長

ただいまの説明につきまして、まずご質問がありましたら。非常に広い範囲で、な

かなか質問をするのが難しいと思いますけど、思いついたところで結構ですので、ご自由にご質問、ご発言をお願いします。

事務局

まず初めにごみ処理基本計画から、それぞれの計画についてご質問をいただけると、答える側としては非常に助かります。よろしくお願いいたします。

荒井会長

それでは、3つに分けて。目次を見ていただいたら分かるんですが、第3章からごみ処理基本計画、第4章で食品ロス削減推進計画、第5章で生活排水処理基本計画になっています。まず、第3章ごみ処理基本計画について、何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

矢澤副会長

事前にお送りいただいたものを見て、今日、ちょっと変わった部分ですけど、1ページ目、言葉遣いというか、文言の表現の問題です。

策定の趣旨で、いろいろ書いてあります。真ん中ぐらい、「循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。国においては各種リサイクル法が～」とうたっています。「令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。」

次の文章ですけど、「このような法整備に伴い、事業者の責務がより強く求められています。（廃棄物処理法第3条）」と記載されていますが、確かにここは事業者の責務をうたっていますが、特にここが改正されているわけではありませんので、このかっことは唐突で違和感がすごくあります。

もし書くのであれば、「このような法整備に伴い、事業者の責務がより強く求められるとします」のところ、「このような法整備に伴い、何とかや何とかなど事業者の責務が強く求められています。」例えば減量化とか、または適正処理に配慮した製品や容器の開発など、例示を入れて、リサイクル法が整備されたことによって、事業者の責務がより強く求められています。廃棄物処理法第3条は、これは要らないのではないかなど。

最後の4行、表現というか好みの問題かもしれませんが、この計画を策定する必要性をうたっています。必要性が2つここに書いてあるのですが、1つは社会情勢の変化への対応、もう一つは前計画の成果及び課題を踏まえて、新たな目標を設定して施策を推進していく必要がある。この2つがあるので、令和8年度を初年度とする基本計画を策定しますと書いてあるんですけど、表現があまりきれいじゃないかなということ。

例えば、必要性が2つあるということなので、「このような社会的背景の変化に対応する必要があること」が1つ目。また、「前計画が令和7年度で目標年度を迎え、前計画の成果及び課題を踏まえ新たな目標を設定し、施策を推進していく必要があることから」という感じでいくと、スムーズに頭に入ってくるかなと思います。

5ページ、計画の推進体制を書いていただきました。最初からの文章ですが、「本計

画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、同じ方向性を共有できる体制を構築しました。」これは非常にいいことが書いてあるんですが、これを各施策に、具体的に結びつくといいなと思います。

次の1行、「本市は「廃棄物処理法」に基づき、計画の策定を行います」、これは要らないのではないかなと思います。

質問ですが、同じ方向性を共有できる体制を構築しますということに対して、何か具体的なものがあれば後で教えてください。できれば、各施策に触れていただくと、ここにつながるかなと思います。

16ページにごみ処理体制があります。ここは、ごみ処理の現状のことを書いています。16ページの2)の①の収集・運搬計画で、例えば運搬体制の構築に努めますとか、収集経路を検討しますとか、②ですと、ごみ処理施設の整備を行う必要がありますとか、課題とか今後の方法を書いてありますが、ここは現状なので、多分こういう表現はここでは要らないかなと思います。

19ページと20ページに表が、3.1.7と3.1.8があります。表の上に説明文がありますが、例えば19ページの説明文の最後、不燃ごみが572トン、粗大ごみが397トン、拠点回収が1トンと書いてあるのですが、実は表の3.1.7には拠点回収の数字が入っていません。拠点回収の数字が入っているのが次のページ、3.1.8に拠点回収の数字が入っているので、表の説明を整理していただければと思います。

28ページ、ごみ処理経費。これは令和6年度の数字が入ってないので、機械的だとなっちゃうんですけど、もし数字が入らないんだったら、ここはグラフがエラーとなっています。もし、6年度の数字が入るなら、最終的には数字があるグラフができると思うんですけど、そこをお願いします。

取りあえず、以上です。

先ほど、質問したいと言った取組のところ、同じ方向性を共有できる体制を構築しますということで、何か教えていただけるものがあればお願いしたいと思います。

荒井会長

具体的なポイントについて質問が出ました。5ページの計画推進体制の中で、「本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、同じ方向性を共有できる体制を構築します」があるのですが、それは具体的にどういったことなのか。また、「本市が廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物実施計画を作成します」という部分は、これは言わずもがなで言う必要がないのではと。

取りあえず、同じ方向性を共有するという部分が本文の中にあるなら、それをちゃんと教えていただきたいと。

事務局
(田中係長)

今現在、既に行われている事業としてすぐにお伝えできるのが、エコショップ制度で小売りをを行う、もしくは資源ごみを店頭で回収していただいている。それから、食品ロスに関しては食べきり協力店で、食品ロスの削減に取り組んでいただいている事業者さんを行政がこちらでもご紹介と啓発をさせていただいている。

今、これから、民間の事業者と提携協定を行いまして、リユース活動を積極的にやっていくことと、プラス市民団体とか、市民の皆さんのリユース活動を積極的にやるために、今、廃棄物対策課がいろいろなイベント等に参加をさせていただいて、啓発を行っている形で、同じ方向性というか事業を行っているところです。

荒井会長

今、4点ございました。これをどこかに例示するか、あるいは本文に記載するか。

事務局
(田中係長)

こちら推進体制ですけど、実際に、本計画の今後の計画の部分に関しましては、54ページから、基本方針1から施策をお示しして、主な取組内容をこちらにも記載をさせていただいているのですが、こちらに、四街道市、市民、事業者という形でどこが取り組んでいくか、みんなで取り組んでいく、もしくは市民は該当しない事業者の部分であれば、四街道市と事業者が取り組んでいくというような形で、ある程度、この部分で分かりやすくお示しをさせていただいております。

矢澤副会長

同じ方向性を共有できる体制を構築しますという言葉はすごくいい言葉で。確かに「だれかのほしいにつなげようプロジェクト」とか具体的に書いてあるんですけど、もう少し個別で強調するといいいのかなと思ったりしています。市民の皆さんと一緒にやっていくんだよという気持ちで、もう少し文章に表れていくといいいかなと、個別のほうに。

荒井会長

ここで、今、結論を出さなくても大丈夫ですので、次回の委員会まで検討していただけたらと思います。

7つの指摘があったわけですが、それぞれについて一応どうするかを検討していただけたらと思います。よろしくお願いします。

1ページ目で言いますと、廃棄物処理法が書いてあるけど、これは要らないんじゃないかとか、社会変化に対応と、計画年次、7年度で計画が終わるけど、達成できない部分があるから、それらを考えて施策を推進させる必要があることを、もう少しはっきり書かなきゃいけないんじゃないかというご指摘。

5ページの今議論になっている、同じ方向性を共有する体制はどんなもの、具体的なもの。

その下の、廃棄物処理法と四街道市の一般廃棄物処理基本計画策定は、特に必要ないんじゃないかというご指摘。

16ページの1番上の収集・運搬計画。「収集・運搬の主体は、表3.1.2で示すとおりです」。その下については、この部分、ごみ処理体制がいわゆる実態を示している、実績を示しているのだから、あえて構築に努めますとか、検討しますという市の姿勢をうたう必要はないのではないかとご指摘だと思います。

19ページ(2)ごみ排出量等の状況で文章が入っているのですが、一番最後に資源物が3,163トン、資源物のプラスチック、ビニールが1,461トン、不燃ごみが572トン、

粗大ごみが397トン、拠点回収が1トンと入っています。しかし、表の3.1.7には拠点回収の量が入ってきていない。20ページの3.1.8では、拠点回収の数字が令和4年、5年、6年と入っている。表を調整する必要がある。

28ページ、ごみ処理経費の推移というグラフが載っているんですけど、令和6年がゼロになっているから、時期的に数字が出せるなら、きちっとグラフにしといたほうがいいですよというご指摘です。

事務局
(田中係長)

今、既に分かる範囲でお答えをさせていただきます。

今の28ページのごみ処理経費につきましては、一般廃棄物処理の実態調査(環境省)で公表している四街道市のデータとなりまして、この基本計画には公表されているデータが間に合わない形となりますので、令和6年度の部分は削除した形で次にお示しをさせていただきます。

16ページ、ごみ処理体制です。こちら、本計画と同じ表の形式で作ってくださいということで指示したのですが、現状ではない方向になってしまって、修正ができていなかった部分になりますので、次回は修正をさせていただいてお示しをいたします。

それ以外の文言を、削除したほうが良い部分は削除の方向になるかと思いますし、文言を再度見直しすることに関しては、再度検討をして、次のときにお示ししたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

荒井会長

今の件については、そういう取扱いでよろしいですか。次回、ご指摘内容を整理していただきたいと思えます。

それでは、副会長さんからのご指摘については、事務局で次回のときに対応することと取り扱いたいと思えます。指摘した場所は分かるでしょう。

事務局

分かりました。

荒井会長

趣旨も分かるでしょう。

事務局
(田中係長)

はい。

荒井会長

よろしくお願ひします。
ほかに何かございますか。

近藤委員

近藤と申します、よろしくお願ひします。

52ページの目標で1つ気になっているのが、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量、これも削減しないといけないことは明瞭ですけど、その根拠となる項目が真下の欄に1、2、3と記載されています。食品ロスの削減については、後ほどまたご質問

させていただきますけど。どうも家庭ごみの排出量、これは可燃ごみの部分が大半を占めていまして、その中で①プラスチックについては、今、25.4%入っているけど、これも削減する。②は紙なんかも入っているから、これも削減して、要は容りごみに回せばいいんじゃないかと、こういう趣旨だと思うんですけど。

可燃ごみ、要するに厨芥類の中で、プラスチックとか新聞紙に包んだものをどうやって取るかについて、私も今までずっと仕事をやってきて、容り関係の仕事をやってきたんですけど、この部分については大変大きな問題というか、できるんだろうか。厨芥類だけで、ごみ袋で出せるんだろうか、この大きな問題点があるんです。

国は資料7に、排出量については全体的に9%の削減をしてくださと言われていたところですが、こういうことも出ている中、大きな目標を立てて、国が出している目標以上を立て、四街道市でやらせている国の計算をしたら1%ぐらい違うんです。たかが1%ですけど、10万人の人が集まれば大変な量になる。

残渣については、四街道市については処分場がなく、依頼していることは大きな問題なので、これは質問を兼ねて意見ですけど、ここの理由、こうした理由についてはもう一度精査して、国の9%と違うところについては、もう一度分かりやすくというか、理にかなっているような理由をここに明示することが、1つ問われるというかな必要かなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

荒井会長

プラスチック類の分別とか紙類の分別は非常に困難で、それが国の目標と乖離しているの、どうしていいの、というご提案になります。

今、考えられる答えがあったらお答えしていただいて、さらに次回に目指して、検討する取扱いにしたいと思います。もし、そういった考えがあれば、述べていただきたいと思います。

事務局
(田中係長)

今、お話しできる範囲で、お答えをさせていただきます。

四街道市は、市民の方はご存知のとおり、かなり前から紙類、厨芥類とプラスチック類を分けて、排出をしてきました。その中で、可燃ごみの中にプラスチックの混入率が、今、二十何%あるということですが、このごみ処理基本計画とは別に、脱炭素、温暖化対策とか、そういった部分で、可燃ごみの中からプラスチックごみを減らしていきたいと思いますというのが、ほかの計画でもうたわれているところです。

まず、市民の方に呼びかけをして、実際にお金をかけてやるのはなかなか難しい部分ではございますので、市民への啓発によって、こちらの分別をさらに進めていけるように考えています。

ただ、先ほど説明で少しだけ触れさせていただいたのですが、ある程度の品質がよくないと、リサイクルに回すプラスチックが難しいという部分の問題もございますので、その辺のバランスを見ながら啓発ですね。お金をかけずにできることが啓発という話になってしまうんですけど。この程度の部分までのプラスチックだったらプラス

チックに出せますよ、このぐらい汚れていたら可燃ごみに出してくださいというような分かりやすい啓発の方法等を取りまして、この部分はさらに進めていければと思っております。

それから、国が9%削減を目指していることで、今、実際に令和6年度の実績から、令和17年度の実績が約6%の削減を目指しているところになっております。そういった部分で、今現在、ちょうど有料化をしてから約5年で、まだ減少が続いているところを、効果が令和7年度までと見込んだ数値を出して、そこからの減少としておりますが、市民の皆さんの努力によって、まだ減量効果が続いているところですので、引き続き、市も分かりやすい分別とか啓発を呼びかけながら、この部分は目指していければと考えております。

以上です。

荒井会長

私の例で申し訳ないですけど、プラスチックが去年の4月から分別するようになっています。やはり、汚れているプラスチックについてはリサイクルがなかなか難しいということで、可燃ごみに入れてもいいよという市当局からの方針としても、プラスチックを洗って出したりしないです。ちょっと汚れがついていると、可燃ごみとして排出してしまっていて、そこら辺も含めて、市民に対する啓発もされたらどうかと思っております。

土門委員

今、事務局からの説明で、市民の協力と努力がありました。私の住んでいる地域でも、今、四街道市は外人さんが3,000人近くいると思うんです。特に、アフガンの方が多いとお聞きしています、ヤードとかいろいろあります。私の住んでいる千代田地区でも、大分外人さんがいるんです。ごみを出すんですけど、大人が出さなくて、小学生とか中学生に出させるんです。こちらで注意をしても、にこっと笑って、さようならなんです。結局は、ごみ当番がやるようになっているんです。

地域の市民が一生懸命努力しても、そういう人がいたらマイナス部分が出てくると思うんです。そういう説明書は、その国の言語でちゃんと皆さんにお伝えしているんですか。それを、友の会としても疑問に思って、聞いてくださいと言われたんです。

全部が全部、英語に通じる方もいないし、こちらも英語は堪能じゃない。ちゃんと利用を言語で作っていただければ、自治会経由で新しく入ったおうちに持っていかれると思うんです。行政もそこまでは手が回らないと思いますから、自治会を通して、そういうパンフレットをいただければ幸いです。

事務局
(田中係長)

外国人向けの外国語で作ったパンフレットはご用意しております。あと、ホームページを開くと、まず英語が選べたりということになるんですけど。その中でも、ごみの出し方についても、何か国語かはパンフレットを用意して、印刷ができるようになっております。アプリの「さんあーる」を四街道市は使っているんですけど、こちらでも何か国語から選べるようになっております。

当然、市役所に外国の母国語の方がいらっしゃるときには、その言葉に合わせたパンフレットをお渡しするようにはしておりますので、必ずしも英語ではない方が四街道市は大勢いらっしゃいますので、そこにはある程度対応できるようにはしております。

ここで申し上げるのはあれですけど、身近なところに日本語が分からない、英語も分からない方がいらっしゃるようでしたら、ある程度の言語はありますということなのでよろしく願いいたします。

神田委員

今のことについて関連して、最近、分かったことを申しますが、それでもいいですか。お笑い芸人で、ごみ収集活動をしている人がいます。その人の書いた記事で、ごみの出し方はどこにも教わってない、生まれてから大人になるまで。その家庭とか学校とか事業所で指導されたものによって、それぞれが自分の采配でやっている。ですから、そろってないわけです。

こうして出してくださいと言っても、混ざっちゃったものは、その後、処理する過程でどういうことを経て資源化されたり、処理されていくのかまで説明しないと、どうしようかなと思ったときに、面倒くさかったら簡単なほうを選んでしまうし、悩まないんです、出すほうは。

ですから、そこをきちんとやっていこうと言っても、関心があって、きちんとやっている人はいつもやっているけど、そうでない人は全体的にそういうふうにも努力していこう、市民に周知を図ると全体的にと言っても、そこから先は進まないわけです。

先ほど出てきた外国人についてもそうですし、年齢についても、主婦歴何十年という人の家庭と新婚家庭と若者の独身家庭、あるいはサラリーマンの単身家庭では、全然違って来るんです、出し方によって。

あまりきちっとできない面もありますけど、そこで一番大事なのは、四街道市として、こういうごみの出し方をお願いしたいということ、分かりやすいハンドブックか何かを1つ作って、小学校の啓発用、中学生の啓発用、外国人の啓発用、事業者の啓発用、そういうものを一度、きちんとお作りになったらどうでしょうか。

それを配布できるなら無料配布するし、自治会ごとに1つずつ渡すのもいいし、そういう努力を重ねていかない限り、人の出入りも多いですし、世代間も違ってきますし、出るごみの質も違ってきますので、そういうのを二、三年に1度ずつぐらい見直して、市民が、これどうやって出したらいいんだろうと思ったとき、ぱっと見れば分かる。

なかなか忙しいときにホームページを開きません。ですから、身近にあるハンドブックが1冊でもあればそれに従って出すし、連絡して教えてもらうことになるので、それを早いうちにやったほうが、すごく効率的ではないかと思えますし、リチウムイオン電池なんかの事故も未然に防げるんじゃないか。今回はそれを提案しに、この会議に出てまいりましたが、いかがでしょうか。

荒井会長

事務局のほう、いかがですか。

事務局
(田中係長)

先ほどの外国人の関係ですが、本編の10ページに外国人人口の推移で、四街道市、外国の方がこれだけ増えてます、転入者の方がこれだけいますよという形で表に示しております、毎年増加しております。こちら、こういった方にも分別がきちんとできるような形の施策を、本編の計画の中に文言として入れることを検討したいと思います。

また、今回の計画策定に当たって、本編の計画と併せて、概要版をつくる予定です。そちらが、今、考えているのは、易しい処理基本計画というか、ごみの出し方というか、皆さまに分かりやすい形でお示しをしたいと思いますので、そういった部分も含めて、今後取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

土門委員

今、ホームページとおっしゃいましたけど、ホームページは皆さん、結構見られてないですね、一般の方、よほどじゃない限り。それで、よめーるから来るのは防災関係ばかりです。今のところ、熱中症に気をつけてくださいとか、もうじき雨が降りますとかそういうあれですので、防災関係が多いので、たまには廃棄物のことも入れてくださるとよろしいと思います。防災関係以外でも、よめーるを使ってください。

私たち、あまりホームページは、アプリに入れているんですけど、自分から開くことはないと思いますので、よほどじゃない限り。お願いいたします。

荒井会長

実態に合わせて、きめ細かに持っていかないとなかなか浸透しないんじゃないかというご指摘のようですので、ぜひ、その辺の取組を検討していただけたらと思います。

事務局
(立崎課長)

今のお話の中で、我々も外国人の方とか、子供の頃からの環境教育を非常に重要視して。特に今、我々もそうですけど、子供たちに教えていくのを結構やっていきますということを始めました。そういうことも含めて、今回、基本方針5の適正処理の構築、58ページにも課題は抽出していますので、施策として、分別排出の徹底という当たり前の言葉になってくるんですけど、その中でも、家庭ごみの正しい分け方、出し方の配布も、今後、新しい基本計画をやっていく中で、検討していくことをやっています。

分別促進アプリ、さんあーるというものがあるんですけど、これは使い方を覚えていただくと非常に分かりやすく、簡単になってくるんですけど。その前に、紙ベースになっていくと思うんです。こちらは、また新しい計画がスタートして、検討していく題材としていますので、今、ご意見をいただきながら検討するしたいと思います。

荒井会長

それでは、今の言った内容で。

宮崎委員

先ほどから伺っていて、とても皆さん、いいご意見をお出しになっていらっしゃると思いますけど。今、外国人の問題、みそらでもいろいろ問題になっているものもあります。そういう方たちにどうやって知らせるか、先ほどは自治会を通じてというお話がありましたけど、自治会員になってないです、そういう方たちは。そうすると、自治会からのお知らせは届かないことになって、これは各戸配付をするしかありません。これをどうするかという問題もあるわけです。

それと、若い方たちの自治会離れが、みそらに限ったことではないと思いますし、最近の自治会離れで、地域の全員の方に何かお知らせするのは、自治会の力だけではかなり厳しいものがあります。ですから、市でも少しその辺をご理解いただいて、何か手を打っていただけるとありがたいなと思っております。

この間も、外国の方、言葉の通じない方、文化の違う方たちとの交流を、今、市でなさっていることがありますので、そういうところでも少し啓発といいますか、そういうことをやっていただけると大変ありがたいかなと思います。よろしくお願いいたします。

荒井会長

全国的に自治会離れという傾向がありまして、先日、新聞にもその記事が載ってまして、組織率が70%と75%、それぐらいになってきている。特に都市部、マンションが非常に組織率が悪い。

いろんなチャンネルを使って、とにかく市民に徹底してということの取組がぜひ必要かと思っておりますので、ご指摘の意見を酌んで、取組を進めていただけたらと思います。

松坂委員

今、質問の時間を過ぎても、意見を言ってもいいんですかね。

荒井会長

できたら質問にしていただけると。先がたくさんあるから。

松坂委員

意見を言ってよろしいですか、まだ早い。

荒井会長

では手短に。

松坂委員

後で。

荒井会長

関連する内容でしたら、おっしゃっても結構です。

松坂委員

いや、関連、もちろんするけど。

荒井会長

取りあえず議題を整理していきたいと思えます。

今まで、議論があった内容については事務局で対応して、次回までに整理をした上で、そういった形で進めていくことでよろしいでしょうか。

2番目の議題、基本方針・基本理念について、これを事務局から説明をお願いします。

事務局
(田中係長)

議題2、基本方針・基本理念について、説明をさせていただきます。

資料2、四街道市一般廃棄物処理基本計画 令和8年度から令和17年度基本方針・基本理念事務局案をご覧ください。併せて、計画案の50ページもお開きください。

計画案にあるものが、今までのごみ処理対策委員会でお示してきた基本理念の案です。「循環型社会形成推進に向けて、市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ」、これは現在の計画をそのまま引き続き継承して、その後にサブタイトルを入れましょう、サブタイトルを考えていきたいと思います。

なお、現在の計画の基本理念のサブタイトルは、「捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦」となっておりました。前回の委員会の後も、引き続き事務局で何か良い案はないかと検討をしていたのですが、そもそも既に理念が長いので、サブタイトルをつけなくても、ある程度、目指す姿が全て入っていて、要らないのではないかという意見もありました。

循環型社会の形成につきましては、国全体で目指している姿なのでこの文言は残して、市民にも分かりやすく、今回の計画に沿った言葉、4Rを入れて、分かりやすく短くまとめ、事務局案を「循環型社会形成推進に向けて ～みんなで取り組む4R～」とお示させていただきました。

今までの委員会で承認を得てきたものを、今回、変更してしまう形となりまして、大変申し訳ないですが、ただ、事務局としましては、短く、市民にとっても分かりやすい理念になったのではないかと考えております。

続きまして、食品ロス削減推進計画の基本理念の案です。今までお示してきたものは計画案の68ページでございます。今までお示してきたものは、「食品ロス発生量の削減に努め、環境にやさしいまちの実現へ」、そしてサブタイトルを考えていきたいと思いますというものでした。今回、お示させていただく案は、「食品ロス0を目指して～合言葉は「MOTTA IN A I」～」です。今までお示してきたものから変更となってしまう、こちらも大変申し訳ございません。

考え方は、ごみ処理基本計画と同様、市民に分かりやすいものを目指しました。また、こちら食品ロスの削減の啓発活動を行うときにも掲げられるような案になったのではないかと考えております。

続きまして、生活排水処理基本計画です。今までお示してきたものは計画案92ページでございます。こちらは基本理念、サブタイトルも含めて、現在の計画を引き継いだもので、「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ～生活排水処理率100%に挑戦～」でした。今回、お示させていただく案は、「水環境の保全に向けて～みんなで取り組む生活排水処理率100%～」です。

こちらも、今までお示してきたものから変更となってしまう、大変申し訳ござい

ません。こちらも、ごみ処理基本計画の基本理念の考え方と合わせまして、市民・事業者・行政が協働することを、みんなで取り組むという短い言葉にさせていただきました。

続きまして、ごみ処理計画の基本方針5の案について説明いたします。計画案の50ページをご覧ください。今までお示ししていた案は、「適正処理の構築」でした。

こちらの施策については58ページをご覧ください。施策5.2環境学習の充実、こちらが適正処理の構築とは違うのではないかというご意見がございましたので、検討を進めてまいりました。今回、お示しさせていただく案は、適正処理の推進です。58ページの上から4行目、子供たちや若年層のごみに対する意識を高めることが適正な分別、排出につながっていくと考えております。

また、上位計画である環境基本計画の基本目標「循環型社会の実現に向けた取り組みを実践するまち」、この中の施策が4Rの推進、ごみの適正な処理の推進とすることから、「適正処理の推進」を案として挙げさせていただきました。

以上、3つの計画の基本理念と、ごみ処理基本計画基本方針案をお示しました。繰り返しになってしまいますが、今までの委員会でお示ししていた案を承認を得たにもかかわらず変更をさせていただいてしまい、大変申し訳ございません。皆さまのご意見を頂戴して、本日、この委員会で基本理念等が決定できればと考えております。

また、こちらはあくまでも事務局の案ですので、皆さま、もしかしたら頭の中で、こういう案がいいのではないかと考えてこられた方もいらっしゃるかとも思いますので、そういったご意見をいただければと考えております。

以上です。

荒井会長

基本方針・基本理念、これの事務局案について。特に、それぞれのごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画、生活排水処理基本計画の基本理念・基本方針がありますが、それに対してサブタイトルを入れて、キャッチフレーズみたいにして分かりやすくしようということで、前回とは違う、少しアレンジしたけど、こういったほうが端的に言えて、分かりやすいのではないかという案を出していただきました。

また、基本方針については4つの基本方針、いわゆる4Rの言葉を使っていて、基本方針4までは4Rを推進する。基本方針5として、今の適正処理の構築で、システムづくりというイメージがあるんですが、そういうことじゃなくて、適正処理をとにかくみんなで推進していく、やっていくという意味で、基本方針5としては適正処理の推進にしたいという説明だったと思います。

何かご意見がございましたら、よろしく願いいたします。

近藤委員

50ページの「サブタイトルがここに入ります」ところで1つご確認ですけど、環境にやさしいまちの実現、市で環境に優しいまちをつくるんだということは、これコストについてはどのように考えられているんですか。ごみの処理だとかリサイクル、いろいろ含めると表面的にはすごくいいことですけど、実はお金がかかっているわけで

す。

お金をかけてでも、お金がかかるからリサイクルできないか、リサイクルは無料でできるような感覚でいるんですけど、これが1回表面に出ちゃうと、リサイクルってこんなにかかるのか、環境を整えることはこんなにかかるんだということが、私、読めちゃうんですけど。この辺については、サブタイトルを入れることは、一定の方が、お金がかかっているけど、やっぱり四街道市をきちっとするんだと、そうしなければ人口はだんだん減っていく。

そうすると、四街道市のいいところって何なんだと。千葉市の横にあっても減っているのか、首都圏であつても減っているのか、何で減るんだろう。そうすると、そこについては言い過ぎになっちゃうんですけど、コストをどう考えるか。高いマンションみたいなもんですよね。高いけど、修繕費だとかいろんな費用をかけて、住みよい町に、マンションにするんだ。この辺については、環境に優しいというのは、コストをかける。

先ほどどなたかが、外国の方がいらっしゃって、どうもルールを守られてない。ルールはルールなんです。ルールが守られないところについては、コストをかけても対策をするかしないかというところに来ているから、そういうお話があつて。

これから、四街道市の環境を守って、大切にしていくというスローガンの裏には、やっぱりコストをかけていきますよ、こういうことも1つ出てくるのかなと思いましたが、これを立案されて、サブタイトルも入れるぐらいですから、これはどうお考えになっているのかお聞きしたいなと思いました。

荒井会長

施策とコストの関係をどうするんだというお尋ねだと思うんですけど。

事務局
(田中係長)

施策とコストの関係、非常に難しいところでして、何にどのくらいお金をかけるのかというのは、当然、ここの基本計画の中にはうたわれてはおりません。

実は、前回、近藤委員さんが委嘱をされる前の委員会でもお話しさせていただきましたが、焼却灰の灰溶融が始まりましたが、非常にコストがかかるので、これ以上の量が見込めない、そういったバランスを取りながら施策を進めていくというお話をさせていただいておりますので、必ずしも、どこまでコストをかけられるか、なかなか難しいところでございます。

今、お話しさせていただいたのは50ページの長いタイトルではなくて、資料2でお示した、「循環型社会形成推進に向けて ～みんなで取り組む4R～」とさせていただきたいという、こちらを基本理念としたいというご提案というか、事務局の考え方でございます。よろしく願いいたします。

荒井会長

経済的な効率性をバランスを取りながら、施策を進めていくという考え方である。ただ、市民の皆さんに分かりやすい形で市の活動を見ていただくために、サブタイトルをつけたということだと思えます。

ほかに、何かご質問ありますか。

福田委員

福田でございます。

資料2を拝見しまして、別に異論はないですけど、食品ロス削減推進施策を「食品ロス0を目指して～合言葉は「MOTTA IN A I」～」。このもったいないをローマ字で書いたのは、何か理由があるんですか。

事務局
(田中)

もったいないという言葉が世界的にも有名になったかなと。ごめんなさい、私、その方のお名前を失念してしまったので、申し訳ないですけど。

もったいないという言葉、日本語ではあるんですけど、ある程度、世界に広がった言葉であって、字面としてここに記載をしたときに、平仮名でもったいないと書くよりも、ローマ字で「MOTTA IN A I」と書いたほうがインパクトがあるのではないかという、先ほどもお話しさせていただきました啓発とかイベントのときに、この言葉を掲げながら、行っていけるのではないかという思いを込めて、ローマ字にしてみました。ご意見がありましたらお願いします。

福田委員

ローマ字で全然異論はないですけど、そういうことであれば、これはあくまでも私見ですが、食品ロスの「0」、これもローマ字にして、両方ローマ字でバランスを取ったらどうかと思っています。

以上です。

荒井会長

ご意見として伺って、事務局で検討してみてください。回答については、次回にしたいと思います。

それではお待たせしました。松坂さん、お願いします。

松坂委員

やっと出番が参りました。質問ではございませんで、今まで皆さんがお話になったようなことを含めた意見を申し上げたいと思います。

総括的にまず申し上げますと、今、ごみ処理対策等に直接関わっている市の行政の方だけの問題でないという意味で申し上げますと、必要なことを、言葉として啓発だとかもろもろ出てきますけど、市の条例をつくる必要があると思います。

例えば、先ほど土門さんのおっしゃっていた事例はよく分かるんです。私も外国に暮らした経験が長いけど、ごみに対する考え方がまるっきり日本人と違う方が多いですから、後始末を皆さんがすることはやむを得ない、結果としてやむを得ないことをやっているんだけど、彼らはそう思っていないんです。

条例をつくって守らなかったら、罰金です。このようなことで、強制的な手当てを持っていかないといけない。

そのためには、まず外国人が四街道市の市民課だったかな、今、市民課はないかもしれませんが、そういうところに外国人登録か住民登録をするときに、必要な印刷物

を外国語で作っておいて、渡す。これを守らなければ、あるいは罰金をかけるとか、その辺をきちっとうたっておかないといけない。その根拠のために、条例をつくっておかないといけない。行政の担当が非常に頑張ったって、できないです。だから、それを分からせる必要があります。

罰金という言葉は、日本人はあまり馴染まないんだけど、軽い罰金を英語でfineというんですけど、お天気のfineとつづりが同じだけど。ペナルティとか、法律上非常に重いものと分けて使って、軽い罰金をかける。そういうことを分からせるためには、ごみの集積場に必要、英語のみならず中国語、インドネシア語、アラブ語とか、標準設定する必要があります。これを守らなければ、直ちにそういう処罰とか罰を受けるよと分からせる必要があります。そのためには条例が必要だと思います。

さて、話が変わりますが、前の委員会でも私が申し上げたことに関連するんですけど、ごみを減らすという観点から、これは四街道市だけでは対処し得ません。これ、国の問題になってくるわけですが、国の法律にしなければいけないけど、四街道市は手が届きませんので、機会があったときに、県とか国に対して具申をする必要があります。

その内容は、包装に関する、それぞれの金額を表示させるということです。できないものも、もちろんあります。日本は包装文化といって、私の聞いている範囲では江戸時代から非常に豊かなんです。5つも6つも包まれている、そのほかに袋があったりといったことがあります。そういう文化があるんです。使う方は相手を考えて、生で渡すことは失礼に当たるといった感覚は当然ありますから。

たまたま、先ほどの資料の54ページに、過剰包装の削減とあるんです。これは、本来抑制であるべきです。中身として、中身の部分は例えば300円でやる。包装にかかる部分については200円でやるとか、そういう表示をすることによって、抑制する心理が働き浸透していく可能性が高いと思うんです。これは考える必要があります。四街道市だけではできません、これは。次、これを考えていただきたい。

別の問題として、賞味期限の問題。これ、前の委員会でも私が申し上げた経過があるけど、日本がつくった悪法の代表の1つで賞味期限です。消費期限は問題ありません。けども賞味期限について若者は、賞味期限が過ぎた、1日、昨日で終わったことで、中身はともあれ処分してしまうような人が非常に多いです。だから、この賞味期限は、国に対して廃止してもらいたい。

あと、昔は官能検査があったんです。味をなめたり、臭いをかいだり、触ったりということをやった。今、そういうことを親も周りも教えない時代になりました。ということで、この賞味期限については、これ四街道市の公式な委員会ですから、そこを通して、公式の場所で提案をしていただきたい。国も簡単にイエスと言わない恐れがあるけど、これが諸悪の根源だと私は思います。まだ使えるものを処分されるという背景が、ここにあるんですね。

荒井会長

取りあえず、ここで。

松坂委員

はい。

荒井会長

まず、やらないとならないのは、先ほどのサブタイトルと基本方針を決定していかないといけないので、取りあえず決定をしたいと思うんです。

今のサブタイトルと基本方針について、これでよろしいじゃないですかということでありましたら、どうぞ挙手をお願いしたいと思います。

(挙手多数)

荒井会長

賛成でよろしいですか。一応、具体性を持たせるために、次回にはそれをきちっと整理した上で、この中に入れ込んでいくことが必要だと思います。

取りあえず、この委員会としては、サブタイトルと基本方針については了承するということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

松坂さんの3つの質問、意見に対して、事務局から何かあったら、よろしく願いします。

1点目が、言葉だけではなかなか守らないから、条例をつくって強制力を持たせるべきだというご意見。それこそ、自転車に乗って歩道を走ったら6,000円とか、3,000円とか取ってますね、違反金。そういう形にしていってどうかというご意見です。

ごみを減らすために、四街道市だけの取組ではなかなか難しいので、国や県に要請をしていくことが必要じゃないかということです。

ごみを減らすという包装の件です。包装に関しては、包装にかかった費用を表示させるような法律をつくったらどうかというご意見。これが2つ目。

3つ目が、賞味期限については、やはり賞味期限が切れても食べられるんだよということについてきちっと教育する、あるいは情報を発信することが必要ではないかというご意見。それを3つ、よろしく願いします。

事務局
(立崎課長)

私から、お答えさせていただきます。

答えには多分なかなかならないですけど、貴重な意見として、こちらとしては伺っておきたいなところがございます。条例で罰則を設けるのはかなり難しいことになっていくんですけど、そういった気概を持って、この事業を進めていきたいなとは、今、思いました。

包装の料金表示とか、国には、特に我々として四街道市からというのはありますけど、全国都市清掃会議とか千葉県環境衛生促進協議会とか、そういった手を使って国に要望していく手立てはありますので、今の意見を参考に検討していきたいなと思います。

あと、食品表示について、前々から松坂委員からは言われていて、なかなか、当然、市としてやることは難しいです。だけど、我々としてもその注意喚起については、今回、基本計画の中にも、一応コラムとして載せさせていただいているところもあり

ます。その点も含めて、また国とかには、先ほど言った全都清等を使いながら、と要望を行うとかは検討させていただければと思います。

以上でございます。

荒井会長

今、全都清という話が出ました。全国都市清掃会議という公益社団法人ですけど、これは全国の市町村と、ごみ処理をやっている一部事務組合が加盟している全国組織だということで、清掃事業についての調査研究、普及をやっていて、年に1回5月に総会があるんですけど、そこで各加盟している市町村から、もちろん地方に置いてますから、支部から挙げてくるんですけど、そこに市町村が意見を出して、それを全国的に取りまとめをして、国に対して要望することをやっています。

直近での内容になりますけど、そういうルートは確保されてますので、今、おっしゃったように、利用されていくのは非常によろしいのかなと思います。

取りあえず、前向きに検討するけど、なかなか条例は難しいというお話だと思います。

それから、残りのものがございましたら、よろしくをお願いします。

松坂委員

補足的に申し上げますと、この委員会が扱う問題ではないけど、外国人がここに住民登録するときのことをお話ししました。四街道市の行政が発行する、全戸配付もしております、四街道市政だよりがあると思います。あれには外国語は載ってない、外国人は、約9万6,000人程いる中で、結構な人数になっております。ほかの市町の中には、四街道市の規模よりも小さいところでも、行政が発行する書面で英文が載っているところがあるんです。

こちらに来たときに、これを担当する部長と職員に話したことがあったんだけど、見本を出して、こういうことをやっているから、四街道市も考えてくれと言ったことがあるけど、そういうとこに載せていかないと、廃棄物対策課や住民が幾ら頑張ったって、直っていきません。だから、そういうことの啓発をする。そうすると、周りの市民もそういうことを理解して、そういうチャンスがあったときには、イレギュラーなことをしている人たちに注意を与えることができる、背景ができるんです。

先ほど、土門さんがおっしゃったようなことを繰り返しますと、日本はこれでいいんだと思ってしまう恐れがあるんです。肯定していることになりますから。だから、これは絶対やらないということで、できなかつたら置きっ放しをする、逆に言いますと。そのぐらいの意欲で持っていかないと、集積場の問題を解決しづらいたらうと思います。

今、私、みそらに住んでるけど、かつては守らない人がいたんです。そのときには、回収しないでくれと随分働きかけた。そういうことでもっていかないと、結果として責任はあなたにあるんだよと分からせないといけないと思います。

これは、ぜひ機会があったときに、一度、ほかの行政部門と連絡のときにお話をさせていただいたほうがよからうと思いますけど、どうでしょうか。

土門委員

関連で、ちょっと割り込みました。

今のお話、日本って違反に対する、優しすぎるような気がします。ある国に行ったときに、ここで写真は絶対撮らないでください。というのは、ペンギンが海から上がってくる際、カメラのフラッシュで目がやられてしまう。大事な自然保護の観点から、カメラは絶対駄目ですと言っているにもかかわらず、日本人の中にいたんです、フラッシュをたいて写真を撮った人が。そうしましたら、警備の人がさすがに3人ぐらいその人のところに駆け寄って、カメラを取り上げて、ツアーの間中、お返ししませんということをしました。

ところがその後で、上野の運慶・快慶の仏像展をやったときに、あれは国宝なので、絶対写真を撮らないでくださいと何回も館内で言っているにもかかわらず、その周りではちばちと写真を撮っている人がいました。それを見ている警備の方たちは、すみません、やめてくださいと言うだけで、取り上げようとはしませんでした。

日本って、規則に対する取締まりといったらおかしいけど、そういうことに対応するやり方がとても甘いです。だから、自然保護なんか、国宝を保護するのか、それよりもカメラを持っている人たちを保護しているのか、どっちなんだって、私はそばで見ながら思いました。

ある程度は、こちらの規則に従って生活をしてくださいということは、言うべきではないかなと思っております。

荒井会長

いろいろご意見があるかと思いますが、今回の委員会はごみ処理対策委員会ですので、ごみ処理に関連して、そういったマナーも議論をしたいと思うので。あまりそっちになると、我々のできないところを議論するので、できる範囲で議論していきたいと思います。

土門委員

59ページ、主な取組で、ごみの収集車、EVか何かそういうあれを考えているんですか、導入するときに。公害のあれで。

もう一つ、定期的なパトロール実施とありますけど、これは行政の方が定期的に回っていただけるんですか。これをお願いします。

事務局
(田中係長)

低公害車というのはマイルドハイブリッド車です。

土門委員

EVではなくて、ハイブリッド。

事務局
(田中係長)

そうです。そして、パトロールについては環境パトロールということで、市の職員が回っております。

土門委員

それは、主にどういうところを回りますか。

事務局
(立崎課長)

不法投棄のパトロールですけど、パトロールは環境政策課と廃棄物対策課とクリーンセンターで、3つで一応分けてやっています。主に、パトロールは環境政策課で、野焼きとか、そういったパトロールも含めて、一応、市内を回っていただいているところでございます。それで発見された場合は、廃棄物対策課とかクリーンセンターで回収に行く形をとっています。

そのパトロールについては、今、また強化は当然していかないといけないですけど、定期的なパトロールは今やっているところです。

土門委員

市民としてお願いしたいところは、結構、緑地帯、人目につかないところ、住宅の後ろとか、あと公園の隅に物を置く。それで、千代田地区の調整池がございますよね。あちらにはアラビア語で書いてあるんです。向こうの人のような物が時々置かれるんです。夕方です、主に。

ですから、アラビア語で「ごみを捨てるな」みたいなことを書いたんですけど、できればそういうプレートを、しっかりしたものを、金銭的な問題があるんですけど、大きなところには一つくらい、プレートとしてお願いできればと思います。

事務局
(立崎課長)

プレートというか、不法投棄看板については、以前から廃棄物対策課とクリーンセンターで作成して、ご希望があれば配布している形です。ただ、アラビア語とか今作ってないので、もちろん作れますので、検討していきたいな。まだ、検討としか言えないですけど、言葉とかちゃんとできるかどうか分からないんですけど。

土門委員

韓国語と、できればそういう言葉。あと、絵を入れてくださるとやわらかい雰囲気が出るので、言葉以外にも、お金がかかる問題ですけど、お願いいたします。長い目で見て。

荒井会長

陰に隠れて捨てる人が結構いるから、外国人だけじゃなくて、日本人もいるんですけど。そのための注意喚起の看板を設置できたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

これについては、いただいた意見を、次回、また検討することになりますので、今日出た意見をどうするかについて、事務局で検討して、次回、説明していただけたらと思います。

取りあえず、基本方針・基本理念については、これでよろしいと決まりましたので、議事3、その他に移りたいと思います。

事務局から、何かありますか。

事務局
(立崎課長)

次回のごみ処理対策委員会です。次回のごみ処理対策委員会は、10月を予定しております。本日、日程調整表をお配り、机の上に置かせていただいておりますので、出席可能な日程に丸をつけていただいて、できればそのまま机の上に置いて、お帰りに

なられますようお願いいたします。

今日、この場だとスケジュールが分からない方は、後日、廃棄物対策課にメールでも、持参でも、FAXでも、何でもいいのでお知らせいただければと思いますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

荒井会長

どうぞ。

神田委員

お伺いしたいことがあるんですけど、今、新しいごみ処理施設について、どの辺りまで進んでいるんでしょうか。全くゼロの状態でしょうか。計画そのものはどうなっているのか、この委員会に出ながら何も分かっていないので、話せる範囲でお話しただきたいなと思います。

事務局

事務局からお答えいたします。

(池田室長)

次のごみ処理施設の関係ですけど、まず、令和4年4月からあらゆる可能性の検討を行ってございまして、広域化、単独整備、民間委託という検討をこれまで進めてまいりました。

昨年度末、広域化で進めていくことで、八街市さんとごみ処理の広域化を検討していくということで、広域化で進んでいくことで方針を打ち出しております。

八街市さんとは、ごみ処理の広域化に関しまして、協議会を設置することで覚書を結びまして、先日、協議会を開催したという段階でございます。これから、八街市さんとごみ処理の広域化に関して協議を進めていきまして、ごみ処理の適正な処理の体制を構築できるように協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

荒井会長

今、全国的に広域化が進んでいまして、その一環で八街市さんと協議を始めたということだと思いました。都度、こんな形で結構ですから、質問をしていただくといいのかなと思います。

事務局

(立崎課長)

補足です。八街市さんと正式な協議が始まったんですけど、広域化を絶対やるというところではないので。この協議を始めた中で、本当にできるかどうかを検討しているところでございます。まだ、ちょっと時間がかかりますが、また進捗があれば、ごみ処理対策委員会でご報告させていただければと思います。

以上でございます。

荒井会長

よろしいですか。

ほかに委員の皆さまから、この際だから言っときたいことがありましたら。ないようでしたら、取りあえず用意された次第が終了いたしましたので、進行を事務局に返

します。

松坂委員

皆さんがお話を交わしている間に、資料1に載っています条例を見たんです。市民の義務が載っているのは当然ですけど、私が先ほどお話しした中で言っていました、ペナルティに関するところ。条項としては、私が見た範囲で見つけなかったけど、これを改正したほうがよろしいんじゃないでしょうかと思いました。

荒井会長

参考に載っている条例を、少し手直ししていったらどうかというご意見です。ご意見として、その辺を、どう取り扱うかを説明。

事務局

説明をさせていただきます。

(立崎課長)

確かに、今の条例だと罰則はないですけど、そういったことは結構大きな話になっていきますので、今後の課題にしていきたいなと考えています。

以上です。

荒井会長

一応、そういうご指摘があったということだけ、きちっと理解していく必要があるかと思えます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

司会(立崎課長)

荒井会長、ありがとうございました。また、委員の皆さまにおかれましても、長時間にわたって貴重な意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日、いただきました意見等を参考にさせていただきまして、次回の委員会で最終案をお示しさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、令和7年第2回四街道市ごみ処理対策委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。